

学校開放施設利用についてのお願い(体育館)

◎責任者は、必ず確認し、皆さまにご周知ください。

- 1 体育館以外の場所の立ち入り及び学校施設備品の使用は禁止します。
- 2 自転車・バイク等は、所定の駐車場・駐輪場に置いてください。
(校庭の乗り入れは厳禁です)
- 3 学校施設内 全面禁煙です。
- 4 学校周辺環境や施設の保全・美観保持に努めてください。
ゴミ、空き缶、ペットボトル等すべて持ち帰ってください。
団体は共有部分(トイレ含む)の清掃も進んで行ってください。
- 5 学校敷地内設備を損傷したときは、修理又は賠償していただきます。
- 6 体育館の利用に際しては、体育館整備として原状復帰(整理整頓・ホールモップかけ・照明器具の確認・ゴミ拾い等)を行ってください。
- 7 鍵の管理については、管理指導員(各団体の長)が責任をもって管理してください。

※ 近隣住民から指導の際の言葉がたいへん聞き苦しいとの苦情が寄せられていますので、特段の配慮をお願いします。

- 8 各学校にて、数か月ごとに「学校開放運営委員会」が開かれます。代表の方(代理可)は必ず出席してください。開催日程は、各学校で異なりますので、生涯学習課又は学校開放運営委員会副運営委員長(教頭先生)にお問い合わせください。
 - 9 団体登録をされていない方の利用及び権利の譲渡・転貸による利用は、禁止します。なお、他の団体(未登録)と大会等(練習試合含む)を行う場合は、学校開放運営委員会にて調整するとともに、「学校体育施設開放団体利用申請書」の備考欄に予定を記入してください。
 - 10 利用時間(平日/午後6時~午後9時30分、土・日・祝日/午前9時~午後9時30分)を厳守してください(準備・片付け・整備等を含みます)。
施設利用終了の都度、「学校施設利用日誌」を記入の上、学校にある学校開放提出用ポストへ提出してください。
 - 11 利用者は、スポーツ障害保険に加入し万が一に備え、障害事故等については、本人又は使用団体で責任を負ってください。
 - 12 消耗品等(電灯)、原材料等(体育館整備に使用)必要なものが生じた場合は、団体の責任者が学校開放運営委員会にて相談いただくか、学校開放運営委員会副運営委員長(教頭先生)に連絡調整してください。
 - 13 照明を使用した時間に応じ、電気料相当額のご負担をお願いいたします(詳細は「電気料相当額の納入について」をご参照ください)。
- ※ その他利用に当って、問題が生じた場合は、速やかに生涯学習課及び学校開放運営委員会副運営委員長(教頭先生)へ連絡してください。

【問合せ】志木市教育委員会生涯学習課

TEL 048-473-1111 内線3141